

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年 3 月 29 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 7 号

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部
を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1 （第 2 条関係）			別表第 1 （第 2 条関係）		
職		（略）	職		（略）
（略）		（略）	（略）		（略）
技術長 理事 経営管理部副理事 事業管理部副理事 経営管理部総務課参事 <u>経営管理部財務課参事</u> 経営管理部広域連携課参事 <u>事業管理部計画課参事</u> 事業管理部村野浄水場次長 事業管理部庭窪浄水場次長 事業管理部送水管理センター次長 事業管理部北部水道事業所次長 事業管理部東部水道事業所次長 事業管理部南部水道事業所次長 事業管理部水質管理センター次長		（略）	技術長 理事 経営管理部副理事 事業管理部副理事 経営管理部総務課参事 経営管理部広域連携課参事 事業管理部村野浄水場次長 事業管理部庭窪浄水場次長 事業管理部送水管理センター次長 事業管理部北部水道事業所次長 事業管理部東部水道事業所次長 事業管理部南部水道事業所次長 事業管理部水質管理センター次長		（略）
（略）		（略）	（略）		（略）
別表第 2 （第 3 条関係）			別表第 2 （第 3 条関係）		
職務の級	区分	管理職手当の月額	職務の級	区分	管理職手当の月額
8 級	1 種	<u>141,300円</u>	8 級	1 種	<u>142,200円</u>
	2 種	<u>130,000円</u>		2 種	<u>130,900円</u>
	3 種	<u>113,000円</u>		3 種	<u>113,800円</u>
	4 種	<u>101,700円</u>		4 種	<u>102,400円</u>
7 級	1 種	<u>126,800円</u>	7 級	1 種	<u>127,600円</u>
	2 種	<u>116,700円</u>		2 種	<u>117,400円</u>
	3 種	<u>101,400円</u>		3 種	<u>102,100円</u>
	4 種	<u>91,300円</u>		4 種	<u>91,900円</u>
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
別表第 3 （第 3 条関係）			別表第 3 （第 3 条関係）		
職務の級	区分	管理職手当の月額	職務の級	区分	管理職手当の月額
8 級	1 種	<u>112,000円</u>	8 級	1 種	<u>112,900円</u>

		2 種	103,000円			2 種	103,900円	
		3 種	89,600円			3 種	90,300円	
		4 種	80,600円			4 種	81,300円	
	7 級	1 種	98,900円		7 級	1 種	99,800円	
		2 種	91,000円			2 種	91,800円	
		3 種	79,200円			3 種	79,800円	
		4 種	71,200円			4 種	71,800円	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。